

建設工事等競争入札事務の取扱いの一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(予定価格の事前公表)</p> <p>第4の2 次の各号に掲げる建設工事については、入札契約手続の透明性の向上を図る観点から、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を事前公表するものとする。</p> <p>(1) 請負対応額が<u>5, 000</u>万円以上の建設工事で入札に付すもの</p> <p>(2) 請負対応額が<u>5, 000</u>万円未満の建設工事で入札に付すもののうち、入札執行者が予定価格の事前公表を必要と認めたもの（入札執行者と予定価格を決定する者とが異なる場合にあっては、入札執行者が予定価格を決定する者と協議の上、事前公表を必要と認めたもの）</p> <p>2～3 略</p>	<p>(予定価格の事前公表)</p> <p>第4の2 次の各号に掲げる建設工事については、入札契約手続の透明性の向上を図る観点から、予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）を事前公表するものとする。</p> <p>(1) 請負対応額が<u>4, 000</u>万円以上の建設工事で入札に付すもの</p> <p>(2) 請負対応額が<u>4, 000</u>万円未満の建設工事で入札に付すもののうち、入札執行者が予定価格の事前公表を必要と認めたもの（入札執行者と予定価格を決定する者とが異なる場合にあっては、入札執行者が予定価格を決定する者と協議の上、事前公表を必要と認めたもの）</p> <p>2～3 略</p>

附 則

- 1 この取扱いは、令和8年2月1日から施行する。
- 2 この通知による改正後の規定は、令和8年2月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用することとし、同日前に入札公告等を行う建設工事については、なお従前の例による。